主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負拠とする。

理 由

被告人及び弁護人片山三庫の上告趣意(後記)は、いずれも事実誤認又は量刑不当の主張に帰するから刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月二日

最高裁判所第一小法廷

治	竹	田	澤	裁判長裁判官
		野	眞	裁判官
	悠	藤	产	裁判官
	Ξ	松	岩	裁判官